

水質の検査のはなし 「おいしい水の要件」

浄水課では、様々な目的の水質検査を行っていますが、今回は「おいしい水の要件」を取り上げます。

この要件は口当たりの良い水道水を目指して 1985 年に厚生省（今の厚生労働省）が定めたもので、次の 7 項目からなります。

- ①**蒸発残留物**：主にミネラルの含有量です。この量が少ないと味気のない水となり、多いと苦味、渋味等が増します。
こくのある、まろやかな味のためには水 1 リットルの中に 30～200mg 含まれていることが必要です。
- ②**硬度**：ミネラルの中でカルシウム、マグネシウムの含有量を硬度といいます。少ないと味気なく、多いとピリピリした舌触りを感じるので好き嫌いが分かります。
1 リットルの中に 10～100mg 含まれていることを目標とします。
- ③**遊離炭酸**：いわゆる炭酸ガスで、適度に含まれていると水にさわやかな味をもたらしますが、多すぎると刺激が強くなり、水道管などへの腐食性が高くなります。
1 リットルにつき 3～30mg 含まれていることを目標とします。
- ④**有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)**：水の中の有機物的な汚れを表します。この値が高い水は渋みが付いてまずくなります。水の汚れがひどい場合は消毒に使う塩素の量が増えますのでさらに水の味がわるくなります。
1 リットルにつき 3mg 以下であることを目標とします。
- ⑤**臭気強度**：水道水の原水（河川水など）の状態によっては水道水に臭いがつきます。
臭いの強さが 3 度以下であることが求められています。
- ⑥**残留塩素**：水道水の安全を守るためには欠かせない塩素ですが、含有量が多すぎると薬臭い水となります（有機物等の汚れが高い水では顕著にあらわれます）。
1 リットルにつき 0.4mg 以下であることを目標とします。
- ⑦**水温**：夏場によく冷やした水はとておいしく感じるができます。
20℃以下が目標値になっていますので、一度試してみてください。